

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 尾道厚生会	平成 29 年 12 月 8 日	<p>1 法人運営</p> <p>(1) 決議に特別の利害関係を有する理事・評議員がいるか、法人において確認すること。</p> <p>(2) 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。</p> <p>(3) 理事に委任されている範囲を、理事会の決定において明確に定めること。</p> <p>(4) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、評議員会の承認を受けすること。</p> <p>(5) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項を規定すること。</p> <p>2 会計経理</p> <p>(1) 経理規程及びその細則等に定めるところにより、事務処理を行うこと。</p> <p>(2) 積立金の計上に関して、積立計画を作成し、理事会の決議を得ること。</p>	<p>(1) 改善済</p> <p>(2) 改善中</p> <p>(3) 改善中</p> <p>(4) 改善中</p> <p>(5) 改善中</p> <p>(1) 改善中</p> <p>(2) 改善中</p>